

個人情報保護に関する法律の施行に係る条例の整備について

答 申 書

令和4年11月

鳥取市情報公開制度等審議会

はじめに

鳥取市情報公開制度等審議会は、令和4年7月5日、市長から個人情報の保護に関する法律の施行に係る条例の整備について諮問を受けました。令和5年4月に地方公共団体に適用される「個人情報の保護に関する法律」の趣旨に従い、鳥取市の条例整備の方向性を見出すことを方針として審議を重ねてまいりました。

この間、令和4年9月には審議内容を「中間とりまとめ」として整理し、市民政策コメントを実施しました。

本書は、個人情報保護制度に係る条例の整備に関する審議の結果を答申書として取りまとめたものであります。

この答申が、デジタル社会の進展に対応した、より時代にふさわしい個人情報保護制度の確立に資するものと期待します。

今後は、この答申書の趣旨を十分に尊重され、個人情報の保護に係る取り組みを一層充実し、その推進を図られることを望みます。

令和4年11月14日

鳥取市情報公開制度等審議会
会長 上田 雅 稔

個人情報の保護に関する法律の施行に係る条例の整備について

目 次

第1章 (仮称) 鳥取市個人情報保護法施行条例について

- 1 本人開示等請求における手数料について 4
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料について 5
- 3 「条例要配慮個人情報」の内容について 6
- 4 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項について 7
- 5 開示等請求における不開示情報の範囲について 8
- 6 開示請求等の手続について 11
- 7 審査会等の審議事項について 12
- 8 運用状況の公表について 13

第2章 鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例について

- 1 所掌事務について 14

第3章 鳥取市情報公開条例について

- 1 開示等請求における不開示情報の範囲について 15

第1章 (仮称) 鳥取市個人情報保護法施行条例について

1 本人開示等請求における手数料について

本人開示等請求における手数料は無料とし、保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担することが適当である。

【説明】

令和5年4月1日に施行される改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)は、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定している。

国の行政機関の長に対して開示請求をする場合の手数料は、オンラインによる開示請求の場合には1件につき200円、それ以外の場合には1件につき300円となっている。

鳥取市個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)は、開示請求等に係る手数料は無料とし、保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない旨規定している。

鳥取市情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)では、行政文書の閲覧に係る手数料は無料とし、行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない旨規定しており、これと整合を図ることが望ましい。

情報公開の推進とこれまでの市民サービス維持の観点から、市民に対し手数料の負担を求めるのは適当でないため、手数料は無料とし、保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の負担を求めることが適当である。

2 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料について

行政機関等匿名加工情報の提案の募集等は当分の間実施しないことが適当であり、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については、規定する必要はない。

【説明】

改正法は、行政機関の長等は、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に行政機関匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨記載があるもの）について、提案を募集するものとする旨規定し、当該ファイルを加工して作成する行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者は、当該事業に関する提案をすることができる旨規定している。同様に作成された行政機関匿名加工情報をその用に供しようとする者は、当該事業に関する提案をすることができる旨規定している。

また、改正法は、提案に基づき行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定める額の手数を納めなければならない旨規定している。

行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集は、地方公共団体においては、当面は、都道府県及び指定都市のみに実施が義務付けられ、それ以外の地方公共団体の実施は任意となっている。これは、既に制度を運用している行政機関等において事例の蓄積が乏しいことや、地方公共団体等において十分な知見を持った人材がいないことから、適切な運用の確保が課題となっているためである。

本市では、現在行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集、匿名加工情報の作成は実施していない。市が保有する個人情報は、市民の権利利益を守るために慎重に扱う必要があるため、全国的な事例の研究や専門的知識を持った人材の確保ができない状況においては、本制度の早期の導入は実施すべきではない。したがって、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料についても条例で規定する必要はない。

※行政機関等匿名加工情報制度

行政機関等匿名加工情報は、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにした情報であり、事業者等からこの情報の利用に関する提案があった場合に、これを審査のうえ、提供する制度。

3 「条例要配慮個人情報」の内容について

条例要配慮個人情報については、規定しないことが適当である。

【説明】

改正法は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報として、条例要配慮個人情報を定義している。

改正法は、行政機関等が保有している個人情報ファイルの記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表しなければならない旨、また、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない旨規定している。

なお、条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。また、条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、改正の趣旨に照らし許容されない。

本市の現行条例における要配慮個人情報は、改正法の定義と同じであり、改正法が規定している要配慮個人情報以外の内容は含まれていない。地域の特性その他の事情に応じて、条例要配慮個人情報を規定する場合は、これを裏付ける具体的な事実に基づき、その取扱いに特に配慮を有するものとして具体的な記述等を規定する必要がある。本市においては、地域の特性等により条例に定めるべき具体的な記述は現時点で見当たらない。

以上により、条例要配慮個人情報については、規定しないことが適当である。

※要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。

4 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項について

個人情報取扱事務登録簿の作成・公表から改正法の個人情報ファイル簿の作成・公表に移行するのが適当である。したがって、個人情報取扱事務登録簿の作成、公表に係る事項については規定しないのが適当である。

【説明】

改正法は、行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、事務をつかさどる組織の名称、利用目的、記録項目及び記録範囲、記録情報の収集方法、要配慮個人情報が含まれるときはその旨、経常的な提供先等を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表しなければならない旨規定している。

また、改正法は、地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報取扱事務登録簿）を作成し、公表することを妨げるものではない旨規定している。

本市においては、個人情報取扱事務の名称、目的、個人情報の対象者の範囲、個人情報の記録項目、個人情報の取得先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供している。

個人情報ファイル簿に記載される個人情報ファイルの利用目的においては、当該ファイルがどのような事務に利用されるのか具体的に認識できるよう、利用目的をできるだけ特定して分かりやすい表現で記載することとされている。個人情報ファイル簿によって、どのような事務においてどのような個人情報を取り扱われているかが確認できるのであれば、個人情報ファイル簿に加えて個人情報取扱事務登録簿を作成、公表する必要はない。

また、現行条例は、実施機関が個人情報事務取扱事務を開始しようとするとき等においては、市長に届け出なければならない旨規定している。実施機関が個人情報ファイルを保有するとき等においても、引き続き市長への届出の義務を課すことにより、実施機関自らが保有する個人情報ファイル及び個人情報取扱事務を把握することが可能となり、個人情報の保有、取得、利用及び提供の範囲を再確認し、慎重な取扱いにつながるといえる。したがって、実施機関が個人情報ファイルを保有するときは、条例その他の規定により引き続き市長への届出の義務を課すことが望ましい。

※個人情報取扱事務登録簿

行政機関等が行う個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務の名称、目的及び対象者の範囲、取り扱う個人情報の項目、個人情報の収集先等を登録した帳簿。

※個人情報ファイル簿

行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録情報の収集方法等を記載した帳簿。

5 開示等請求における不開示情報の範囲について

不開示情報の範囲について、改正法と情報公開条例の整合を図るための規定は、設けないのが適当である。

一方で、改正法と情報公開条例の不開示情報に違いが見られるため、情報公開条例の規定を見直し、整合を図ることが適当である。

【説明】

改正法は、行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に第78条第1項の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもののいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨規定している。

情報公開条例に規定されている不開示情報のうち、改正法に規定されていないものは次のとおりである。

- ① 法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報（第7条第1号）
- ② 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの（第7条第5号）
- ③ 実施機関（市長、水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）並びに議会の委員会、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記録されている情報であって、当該合議制機関等の設置目的に照らして、公にすることにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの（第7条第8号）

上記①は、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準じた情報とはいえ、開示請求があった場合は、改正法の不開示情報の規定により、開示、不開示の判断をすれば足りるものとされているため、条例で規定することは適当ではない。

また②は、行政機関情報公開法第5条に同様の規定はないが、同条に規定する不開示情報に準じた情報といえる。一方で、改正法で不開示情報として規定する、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第78条第1項第6号）や、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあるもの（同項第 7 号）により開示、不開示の判断をすれば足りるものといえるため、条例に規定する必要はない。

③は、もともと現行条例に規定されていない不開示情報である。改正法で不開示情報として規定する、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第 78 条第 1 項第 6 号）により開示、不開示の判断をすれば足りるものといえるため、条例に規定する必要はない。

一方で、改正法にある不開示情報の規定で、情報公開条例にない規定や範囲が異なるものがある。これらは、情報公開条例の規定を見直し、個人情報保護制度と情報公開制度の不開示情報の整合を図ることが適当である。

以上により、不開示情報の範囲について、改正法と情報公開条例の整合を図るため、条例で特段の規定を設ける必要はない。

（参考）

改正法と情報公開条例の不開示情報の比較

改正法第 78 条第 1 項	情報公開条例第 7 条
当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 （第 2 号ハ）	規定なし
国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの （第 7 号）	実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの （第 6 号）
独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ （第 7 号イ）	規定なし
独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ （第 7 号ロ）	公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 （第 4 号）

<p>監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ (第7号ハ)</p>	<p>監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ (第6号ア)</p>
<p>契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u> (第7号ニ)</p>	<p>契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ (第6号イ)</p>
<p><u>独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業</u>に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (第7号ト)</p>	<p>市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (第6号オ)</p>
<p>規定なし</p>	<p>法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報 (第1号)</p>
<p>規定なし</p>	<p><u>国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの</u> (第5号)</p>
<p>規定なし</p>	<p><u>実施機関(市長、水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。)並びに議会の委員会、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記録されている情報であって、当該合議制機関等の設置目的に照らして、公にすることにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの</u> (第8号)</p>

6 開示請求等の手続について

開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限は、現行条例と同じとすることが適当である。

【説明】

改正法は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等は、請求があった日から30日以内にしなければならない旨規定し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を30日以内に限り延長することができる旨規定している。一方で、条例に規定することにより、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等を行う期限を改正法で定めた日数より短い日数とすることが可能である。

現行条例は、開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない旨規定し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を30日以内に限り延長することができる旨規定している。また、現行条例における開示決定等の期限は、情報公開条例で定める開示決定等の期限と整合が図られている。

また、訂正決定等及び利用停止決定等の期限については、改正法と同じ日数の期限を定めている。

現行条例における、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限は、市民の利便性の確保のため必要な日数が規定されており、市民にも定着している。したがって、開示決定、訂正決定及び利用停止決定等の期限は、現行条例と同じとすることが適当である。

7 審査会等の審議事項について

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる旨規定することが適当である。

【説明】

改正法は、地方公共団体において、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関の長は、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に諮問しなければならない旨規定している。

また、改正法は、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、地方公共団体の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる旨規定している。

本市では、諮問に応じ個人情報に係る審議を行う附属機関として、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会と鳥取市情報公開制度等審議会を置いている。

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会は、個人情報の取得に関する事項、目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項及び審査請求に関する事項について、調査及び審議をすることとしている。また、鳥取市情報公開制度等審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る基本的な事項について調査及び審議をすることとしている。

改正法施行後においても、引き続き審査請求に関する事項については鳥取市情報公開・個人情報保護審査会、個人情報保護制度に係る条例改正等基本的な事項については、鳥取市情報公開制度等審議会に諮問し、意見を聴くことが適当である。

また、実施機関が個人情報保護制度の適正な運用を図るため、安全管理について講ずる措置を定めようとする場合や個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合などにおいて、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であるときに諮問することができる仕組みを導入することが適当である。なお、当該諮問を行う機関は、学識経験者により構成され、審査請求について審議を行う、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会とすることが適当である。

8 運用状況の公表について

個人情報保護制度の各実施機関における運用状況の公表について、引き続き規定することが適当である。

【説明】

現行条例は、毎年1回、条例による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表する旨規定している。この規定により、情報公開条例に規定される情報公開制度の運用状況と一体的に公表している。

本市の情報公開制度は、市民に説明する責務が全うされるようにすることにより、市政への市民参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的としている。したがって、情報公開制度の運用状況と併せ、現行条例と同様の運用状況について、市民に対し自発的に公表することが適当である。

第2章 鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例について

1 所掌事務について

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められる事項について、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に加えることが適当である。

【説明】

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会は、学識経験者により構成され、個人情報の取得に関する事項、目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項及び審査請求に関する事項について、調査及び審議をすることとしている。

改正法においては、個人情報の取得、保有個人情報の目的外利用・提供及び電子計算機等の結合による提供について、審議会等の諮問を要する旨の規定はなく、条例においてもその規定を置くことは許容されていない。したがって、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例が規定する審査会の所掌事務である、個人情報の取得に関する事項、目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項は削除する必要がある。

改正法は、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、地方公共団体の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる旨規定している。

実施機関が個人情報保護制度の適正な運用を図るため、安全管理について講ずる措置を定めようとする場合や個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合などにおいて、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であるときに諮問することができる仕組みを導入することが適当である。また、当該諮問を行う機関は、学識経験者により構成され、審査請求について審議を行う、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会とし、同審査会の所掌事務に加えることが適当である。

第3章 鳥取市情報公開条例について

1 開示等請求における不開示情報の範囲について

国の個人情報保護制度と情報公開制度の不開示情報の範囲の整合性を確保するため、情報公開条例の規定を見直すことが適当である。

【説明】

改正法においては、開示等請求における不開示情報の範囲について、情報公開条例の規定との整合を図る規定を設けることが許容されている。第1章5のとおり、不開示情報の範囲について、改正法と情報公開条例の整合を図るため、条例で特段の規定を設ける必要はない。一方で、改正法にある不開示情報の規定で、情報公開条例にない規定や範囲が異なるものがある。

改正法の不開示情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報との整合が図られている。令和5年4月以降、本市の個人情報保護制度は改正法により運用することになるため、本市の情報公開条例の不開示情報についても、国の個人情報保護制度及び情報公開制度との整合性を確保することが望ましい。

見直しの内容は、次の表のとおりすることが想定される。

見直し案	現行
<p style="text-align: center;">(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p>
<p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する指示（<u>地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。</u>）により、公にすることができないと認められる情報</p>	<p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報</p>
<p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p>	<p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p>

<p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>追加</p>
<p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>(3) 法人その他の団体（国、他の地方公共団体その他これらに準ずる団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
<p>(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p>	<p>(4) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p>
<p>削除</p>	<p>(5) 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの</p>
<p>(5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>	<p>(6) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>	<p>追加 ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>

<p>ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>カ <u>市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p>	<p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、<u>市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ <u>市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p>
<p>(6) 市の機関内部若しくは市の機関相互又は市の機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(7) 市の機関内部若しくは市の機関相互又は市の機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>削除</p>	<p>(8) <u>実施機関（市長、水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）並びに議会の委員会、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記録されている情報であって、当該合議制機関等の設置目的に照らして、公にすることにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの</u></p>